平成 18 年 9 月 14 日

各　位

アルゼ株式会社
法　　務　　室

「アルゼ王国はスキャンダルの総合商社－続・アルゼ王国の闇」出版に係る鹿砦社等に対する名誉毀損等による損害賠償請求事件控訴審判決の件

昨日、東京高等裁判所において、当社及び当社役員が株式会社鹿砦社及び同社代表取締役松岡利康を被告として、名誉毀損等を理由に損害賠償を請求した民事訴訟に関し、鹿砦社らに対して損害賠償を命ずる旨の控訴審判決がなされました。

その判決内容は、当社らの主張が全面的に認められたものであり、鹿砦社らの違法行為を明らかにしたものであって、また、認容された損害賠償の額も第一審判決に比し、増額が認められるなどしており、当然の内容であると思料いたします。特に、判決は当社と対立関係にある企業が本件書籍である「アルゼ王国の闇」を８，０００冊も買い上げ、当該企業の指示に従って、鹿砦社らがこの書籍を全国のパチンコホールに無償で配布した事実を明確に認めております。さらに、当該書籍は、業界団体や業界を所管する官公庁のほか、アメリカのカジノを司るゲーミングコントロールボードに対しても配布されました。それらにより、当社は、多大な営業上の損害を被ったほか、社員の愛社精神の低下を招来することとなったのであります。

鹿砦社らの当社及び当社役員に対する誹謗、中傷等を目的とした出版活動につきましては、既にご報告致しましたとおり、今年 7 月 4 日に神戸地方裁判所において、松岡利康に対して名誉毀損罪で懲役 1 年 2 ヶ月(執行猶予 4 年)に処する旨の有罪判決が下されておりますが、本件判決においても、改めて当社らのこれまでの主張の正当性、鹿砦社らの行為の違法性が確認されたものと受け止めております。

今後とも当社はかかる違法行為に対して，断固たる態度で臨む方針であります。

本件により、当社が受けた業務への影響等は計り知れないものがありますが、本判決からも明らかなように、鹿砦社らの出版物の記載は虚妄に満ちたものであることをご理解頂き、今後とも当社に対し、変わらぬ御支援を賜りますようお願いする次第であります。

以上